

平成30年度名古屋市教育委員会第44号議案

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について

1 改正内容

(1) 総務部の組織改正等について

- ア 総務課の分掌事務を変更します。
- イ 学事課を新設する教務部に移します。
- ウ 主幹（学校規模の適正化）の名称を主幹（子どもいきいき学校づくり）に変更し、人員を1名から3名に増員します。

(2) 学校教育部の再編等について

- ア 学校教育部を教務部及び指導部に再編し、教職員課及び学事課を教務部に、指導室及び学校保健課を指導部に属するものとします。
- イ 主幹（学校運営システム改革）を廃止するとともに、主幹（学校における働き方改革に係る特命事項の処理）を新たに設置し、教務部に属するものとします。
- ウ 主幹（教職員定数・給与等）を教務部に属するものとします。

(3) 生涯学習部の組織改正等について

- ア スポーツ振興課及び文化財保護室の分掌事務を変更します。
- イ 主幹（部活動振興）及び主幹（瑞穂公園整備推進）を新たに設置し、生涯学習部に属するものとします。

2 改正理由

(1) 総務部の組織改正等について

- ア 学校に勤務する職員の人事・給与事務は、技能労務職員については総務課が、その他の職員については教職員課及び学校事務センターがそれぞれ主管しておりましたが、人事事務の効果的な執行や給与事務の効率化を図るため、技能労務職員についても教職員課及び学校事務センターの主管とします。
- イ 望ましい学校規模の確保に取り組み、子どもたちがいきいきと輝く良好な教育環境を目指す「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」を着実

に進めるため、主幹（学校規模の適正化）の名称を主幹（子どもいきいき学校づくり）に変更するとともに、人員を1名から3名に増員します。

(2) 学校教育部の再編等について

ア 予測が困難で不確実な時代の中で、未来を担う子どもが質の高い学びによって可能性を広げ、活躍することを目指した学校教育の実現に向けて、持続可能な組織体制を構築するために学校教育部を再編します。学校組織をマネジメントし、職員定数や運営費等をつかさどる教務部と、これからの本市の学校教育をつくりあげていくための諸施策・事業を推進する指導部を新たに設置します。

イ 教員の多忙化による働き方改革の一環として、小学校部活動について、教員が指導しない新たな仕組みを検討するため、教務部に主幹（学校における働き方改革に係る特命事項の処理）を新たに設置します。（生涯学習部主幹（部活動振興）が兼務）

(3) 生涯学習部の組織改正等について

ア 教育委員会の附属機関として新設する名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関する事務を、スポーツ振興課の分掌に加えます。

イ 志段味古墳群歴史の里の開設に伴い、同施設に関する事務を文化財保護室の分掌事務に加えます。

ウ 小学校の部活動については、教員が指導しない新たな仕組みを検討するため、主幹（部活動振興）を新たに設置します。

エ 瑞穂公園陸上競技場の改築に向け、関係部局、愛知県、競技団体等と円滑な調整を行うため、主幹（瑞穂公園整備推進）を新たに設置します。

3 関係規則の整理

名古屋市教育委員会事務局規則の一部改正に伴い、次の規則の規定を整理します。

(1) 公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）

(2) 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）

(3) 名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第3

号)

(4) 教職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第14号）

4 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

5 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条総務部の項中「学 事 課」を削り、同部の項の次に次のように加える。

教 務 部

教 職 員 課

学 事 課

「学校教育部

「指 導 部

第 2 条中 指 導 室 を 指 導 室」に改める。

教 職 員 課」

第 3 条総務部総務課の項第 5 号中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、
業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員」に改め、同部学事課の項を
削り、同部の項の次に次のように加える。

教 務 部

教 職 員 課

- (1) 教職員の人事に関する事。
- (2) 学校の組織編制に関する事。
- (3) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定に関する事。
- (4) 学校事務センターに関する事（学事課の主管に属することを除く。）。
- (5) 教職員の安全管理及び衛生管理に関する事。
- (6) 教職員の福利厚生に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関する事。

学 事 課

- (1) 学校事務の指導に関する事。
- (2) 学校運営費に関する事。
- (3) 学校事務に係る事務局内事務の連絡調整に関する事。
- (4) 教材及び教具その他の設備の整備に関する事。
- (5) 学校事務センターに関する事（学事課の主管に属することに限る。）。
- (6) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童・生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関する事。
- (7) 就学援助及び就学奨励に関する事。
- (8) 私立学校に関する事。

第3条中「学校教育部」を「指 導 部」に改め、同条指導部指導室の項第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関する事。

第3条中指導部教職員課の項を削り、同条生涯学習部スポーツ振興課の項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関する事。

第3条生涯学習部文化財保護室の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 志段味古墳群歴史の里に関すること。

第9条第3項の表総務部の項中

「

学校規模の 適正化	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。	1
--------------	---	---

を

」

「

子どもいき いき学校づ くり	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。	3
----------------------	---	---

に改

」

め、同表学校教育部の項を次のように改める。

教 務 部	教職員定数・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。	1
		2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。	
		3 教職員の組織する職員団体に関すること。	
	学校における働き方改革に係る特命事項の処理	1 学校における働き方改革に係る特命事項の処理に関すること。	1

	3 スポーツ施設の管理等に関する合理化に関すること。 4 中学校施設のスポーツ開放に関すること。 5 瑞穂公園の管理に関すること。	
--	---	--

」

「

部活動振興	1 小学校における部活動の見直しの推進に関すること。	1
スポーツ施設	1 総合体育館、体育館、瑞穂運動場、港サッカー場、プール、名城庭球場、スポーツトレーニングセンター及び志段味スポーツランドに関すること。 2 体育館その他のスポーツ施設の調査並びに整備の計画及び実施に関すること。 3 スポーツ施設の管理等に関する合理化に関すること。 4 中学校施設のスポーツ開放に関すること。 5 瑞穂公園の管理に関すること。	1
瑞穂公園整備推進	1 瑞穂公園の整備推進に関すること。 2 瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関すること。	1

に改

」

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(公所と称する規則の一部改正)

- 2 公所と称する規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

「野外教育センター 「学校事務センター
子ども適応相談センター を 野外教育センター に改める。
学校事務センター 」 子ども適応相談センター」

（名古屋市野外教育センター処務規則の一部改正）

- 3 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「学校教育部」を「指導部」に改める。

第3条第2項中「学校教育部長」を「指導部長」に改める。

（名古屋市学校事務センター規則の一部改正）

- 4 名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、業務士（市立学校に勤務する者に限る。）及び調理員」に改める。

第2条中「学校教育部」を「教務部」に改める。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第4条第2項給与係の項第1号中「学校教育部教職員課」を「教務部教職員課」に改める。

第5条第2項中「学校教育部長」を「教務部長」に改める。

（教職員安全衛生管理規則の一部改正）

- 5 教職員安全衛生管理規則（昭和60年名古屋市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び学校栄養職員」を「、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員」に改める。

第4条第2項中「学校教育部教職員課長」を「教務部教職員課長」に改める。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市教育委員会事務局規則（抜すい）

改 正 案	現 行
第2条 事務局に次の部、担当部、課及び室を置く。 総務部 総務課 企画経理課 人権教育室 教育環境計画室 学校整備課 <u>教務部</u> <u>教職員課</u> <u>学事課</u> 子ども応援委員会制度担当部 （略） <u>指導部</u> 指導室 学校保健課 生涯学習部 （略）	第2条 事務局に次の部、担当部、課及び室を置く。 総務部 総務課 企画経理課 人権教育室 <u>学事課</u> 教育環境計画室 学校整備課 子ども応援委員会制度担当部 （略） <u>学校教育部</u> 指導室 <u>教職員課</u> 学校保健課 生涯学習部 （略）

第3条 前条の課及び室の分掌事務は、
次のとおりとする。

総務部

総務課

(1)～(4) (略)

(5) 事務局及び学校その他の教育機関
の職員(教職員(校長(園長を含む。)、
教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、講師、実習助手、学校事
務職員、学校栄養職員、業務士(学
校に勤務する者に限る。)及び調理
員をいう。以下同じ。)を除く。)
の人事、福利厚生及び諸給与支払に
関すること。

(6) (略)

企画経理課 }
人権教育室 } (略)

第3条 前条の課及び室の分掌事務は、
次のとおりとする。

総務部

総務課

(1)～(4) (略)

(5) 事務局及び学校その他の教育機関
の職員(教職員(校長(園長を含む。)、
教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
栄養教諭、講師、実習助手、学校事
務職員及び学校栄養職員をいう。以
下同じ。)を除く。)の人事、福利
厚生及び諸給与支払に関すること。

(6) (略)

企画経理課 }
人権教育室 } (略)

学事課

(1) 学校事務の指導に関すること。

(2) 学校運営費に関すること。

(3) 学校事務に係る事務局内事務の連
絡調整に関すること。

(4) 教材及び教具その他の設備の整備
に関すること。

(5) 学校事務センターに関すること
(学事課の主管に属することに限
る。)。

教育環境計画室 }
学校整備課 } (略)

教務部

教職員課

- (1) 教職員の人事に関すること。
- (2) 学校の組織編制に関すること。
- (3) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）の決定に関すること。
- (4) 学校事務センターに関すること（学事課の主管に属することを除く。）。
- (5) 教職員の安全管理及び衛生管理に関すること。
- (6) 教職員の福利厚生に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

学事課

- (1) 学校事務の指導に関すること。

- (6) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童・生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関すること。

- (7) 就学援助及び就学奨励に関すること。

- (8) 私立学校に関すること。

教育環境計画室 }
学校整備課 } (略)

- (2) 学校運営費に関すること。
- (3) 学校事務に係る事務局内事務の連絡調整に関すること。
- (4) 教材及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (5) 学校事務センターに関すること
(学事課の主管に属することに限る。)
- (6) 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童・生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関すること。
- (7) 就学援助及び就学奨励に関すること。
- (8) 私立学校に関すること。

子ども応援委員会制度担当部 (略)
指導部

指導室

(1)～(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の課の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援委員会制度担当部 (略)
学校教育部

指導室

(1)～(5) (略)

教職員課

- (1) 教職員の人事に関すること。
- (2) 学校の組織編制に関すること。
- (3) 教職員の給料（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）第4条に規定するものをいう。）

学校保健課（略）

生涯学習部

生涯学習課（略）

スポーツ振興課

(1)～(9)（略）

(10) 瑞穂公園陸上競技場整備等事業
者選定審議会に関すること。

(11)（略）

文化財保護室

(1)～(3)（略）

(4) 志段味古墳群歴史の里に関するこ
と。

(5)～(7)（略）

第9条（略）

2（略）

の決定に関すること。

(4) 学校事務センターに関すること
(学事課の主管に属することを除
く。)。

(5) 教職員の安全管理及び衛生管理に
関すること。

(6) 教職員の福利厚生に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、この
部の主管事務に関し他の課室の主管
に属しない事務に関すること。

学校保健課（略）

生涯学習部

生涯学習課（略）

スポーツ振興課

(1)～(9)（略）

(10)（略）

文化財保護室

(1)～(3)（略）

(4)～(6)（略）

第9条（略）

2（略）

3 第6条第2項及び第3項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

主幹を置く部	表示する分担事項	分担事項の細目	主幹の数
総務部	(略)		
	子どもいきいき学校づくり	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。	3
	(略)		
教務部	教職員定数・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。 2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。 3 教職員の組織する職員団体に関すること。	1
	学校における	1 学校における働き方改革に係る特	1

3 第6条第2項及び第3項に規定する主幹を置く部、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

主幹を置く部	表示する分担事項	分担事項の細目	主幹の数
総務部	(略)		
	学校規模の適正化	1 学校教育に関する施設の配置、統合及び廃止に係る計画及び調整に関すること。 2 小規模校対策その他学校規模の適正化の推進に関すること。	1
	(略)		
学校教育部			

	働き方 改革に 係る特 命事項 の処理	命事項の処理に関 すること。	
指導部	高等学 校・幼 稚園教 育	1 高等学校教育及 び幼稚園教育の指 導に関すること。 2 高等学校教育及 び幼稚園教育に係 る連絡調整及びそ の他の特命事項の 処理に関すること。	1
	特別支 援教育	1 特別支援教育の 指導に関すること。	1
	学校教 育に係 る企画 調整	1 学校教育に関す る諸施策の企画及 び連絡調整に関す ること。 2 新たな教育制度 の調査研究に関す ること。	1

高等学 校・幼 稚園教 育	1 高等学校教育及 び幼稚園教育の指 導に関すること。 2 高等学校教育及 び幼稚園教育に係 る連絡調整及びそ の他の特命事項の 処理に関すること。	1	
特別支 援教育	1 特別支援教育の 指導に関すること。	1	
学校教 育に係 る企画 調整	1 学校教育に関す る諸施策の企画及 び連絡調整に関す ること。 2 新たな教育制度 の調査研究に関す ること。	1	
学校運 営シス テム改 革	1 教職員の服務規 律に関すること。 2 学校運営等に係 る支援に関するこ と。 3 学校事務（他の部 の主管に属するこ とを除く。）の改革 推進に関すること。 4 教職員の服務及	1	

						<u>び学校事務の監察</u> <u>に關すること。</u>	
						<u>5 教職員に關する</u> <u>制度の調査研究に</u> <u>關すること。</u>	
						<u>6 学校事務センタ</u> <u>ーに關すること（学</u> <u>事課の主管に属す</u> <u>ることを除く。）。</u>	
					<u>教職員</u> <u>定数・</u> <u>給与等</u>	<u>1 教職員定数・配置</u> <u>に關する教育施策</u> <u>の企画及び調整に</u> <u>關すること。</u>	<u>1</u>
						<u>2 教職員の給与そ</u> <u>の他の勤務条件に</u> <u>係る連絡調整に關</u> <u>すること。</u>	
						<u>3 教職員の組織す</u> <u>る職員団体に關す</u> <u>ること。</u>	
	小学校 給食調 理業務 の効率 化	1 学校給食（中学校 （鳴海中学校を除 く。）における給食 を除く。以下同じ。） の調理業務の効率 化に係る施策の企 画及び調整に關す ること。 2 学校給食の衛生 管理に關すること。 3 学校給食に係る 設備の整備に關す ること。	1		小学校 給食調 理業務 の効率 化	1 学校給食（中学校 （鳴海中学校を除 く。）における給食 を除く。以下同じ。） の調理業務の効率 化に係る施策の企 画及び調整に關す ること。 2 学校給食の衛生 管理に關すること。 3 学校給食に係る 設備の整備に關す ること。	1

生涯学習部 (略)				生涯学習部 (略)			
生涯学習部	部活動振興	1	小学校における部活動の見直しの推進に関すること。	1	生涯学習部		
	スポーツ施設	1	総合体育館、体育館、瑞穂運動場、港サッカー場、プール、名城庭球場、スポーツトレーニングセンター及び志段味スポーツランドに関すること。	1		スポーツ施設	1
		2	体育館その他のスポーツ施設の調査並びに整備の計画及び実施に関すること。				
		3	スポーツ施設の管理等に関する合理化に関すること。				
		4	中学校施設のスポーツ開放に関すること。				
		5	瑞穂公園の管理に関すること。				
	瑞穂公園整備推進	1	瑞穂公園の整備推進に関すること。	1			
		2	瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関すること。				

2 公所と称する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
次に掲げるものを公所と称する。 <u>学校事務センター</u> 野外教育センター 子ども適応相談センター (略)	次に掲げるものを公所と称する。 野外教育センター 子ども適応相談センター <u>学校事務センター</u> (略)

3 名古屋市野外教育センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(所属) 第1条 野外教育センター(以下「センター」という。)は、 <u>指導部</u> に属する。 (勤務時間の特例等) 第3条 (略) 2 職員の勤務時間及び週休日の割振りは、副所長にあつては <u>指導部長</u> 、その他の職員にあつては副所長が定める。 3～4 (略)	(所属) 第1条 野外教育センター(以下「センター」という。)は、 <u>学校教育部</u> に属する。 (勤務時間の特例等) 第3条 (略) 2 職員の勤務時間及び週休日の割振りは、副所長にあつては <u>学校教育部長</u> 、その他の職員にあつては副所長が定める。 3～4 (略)

4 名古屋市学校事務センター規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(設置) 第1条 名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「市立学校」という。)の教職員(校	(設置) 第1条 名古屋市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以下「市立学校」という。)の教職員(校

長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員、学校栄養職員、業務士(市立学校に勤務する者に限る。)及び調理員をいう。以下同じ。)の給料(職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)第4条に規定するものをいう。以下同じ。)その他の給付に関する事務及び学校事務に係る支援に必要な事務を行うことにより、学校事務の円滑かつ適正な運営を図るため、次のように学校事務センターを設置する。

名称 名古屋市学校事務センター

位置 名古屋市北区清水四丁目17番1号

(所管)

第2条 名古屋市学校事務センター(以下「センター」という。)は、教務部の所管とする。

(職員)

第3条 (略)

2 (略)

3 (略)

(組織)

長(園長を含む。)、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職員及び学校栄養職員をいう。以下同じ。)の給料(職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)第4条に規定するものをいう。以下同じ。)その他の給付に関する事務及び学校事務に係る支援に必要な事務を行うことにより、学校事務の円滑かつ適正な運営を図るため、次のように学校事務センターを設置する。

名称 名古屋市学校事務センター

位置 名古屋市北区清水四丁目17番1号

(所管)

第2条 名古屋市学校事務センター(以下「センター」という。)は、学校教育部の所管とする。

(職員)

第3条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、所長は、総務部学事課の主管に属する事務については、総務部長の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)

(組織)

第4条 (略) 2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 事務支援係 主査（学校事務改善） 給与係 } (略) (1) 教職員の給料その他の給付に関すること（<u>教務部</u>教職員課の主管に属するものを除く。）。 3～5 (略) (勤務時間の特例等) 第5条 (略) 2 職員の勤務時間の割振りは、所長にあつては<u>教務部長</u>、その他の職員にあつては所長が定める。 3 (略)	第4条 (略) 2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 事務支援係 主査（学校事務改善） 給与係 } (略) (1) 教職員の給料その他の給付に関すること（<u>学校教育部</u>教職員課の主管に属するものを除く。）。 3～5 (略) (勤務時間の特例等) 第5条 (略) 2 職員の勤務時間の割振りは、所長にあつては<u>学校教育部長</u>、その他の職員にあつては所長が定める。 3 (略)
---	---

5 教職員安全衛生管理規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 教職員 学校の校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 教職員 学校の校長（園長を含む。）、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手、学校事務職

員、学校栄養職員、業務士（学校に勤務する者に限る。）及び調理員をいう。

（主任総括安全衛生管理者等の設置）

第4条 （略）

- 2 主任総括安全衛生管理者は教育長の職にある者を、副主任総括安全衛生管理者は教務部教職員課長の職にある者を、学校総括安全衛生管理者は学校の長の職にある者をもって充てる。

員及び学校栄養職員をいう。

（主任総括安全衛生管理者等の設置）

第4条 （略）

- 2 主任総括安全衛生管理者は教育長の職にある者を、副主任総括安全衛生管理者は学校教育部教職員課長の職にある者を、学校総括安全衛生管理者は学校の長の職にある者をもって充てる。

現行体制

30年度機構図

II 総務部

III 総務課

- IV 庶務係
- IV 主査（総合教育会議等）
- IV 人事係
- IV 調査係

III 主幹（調査）

III 企画経理課

- IV 企画統計係
- IV 経理係

III 人権教育室

- IV 主査（人権教育）
- IV 主査（同和教育）

III 学事課

- IV 学校財務係
- IV 就学援助係
- IV 主査（就学奨励等）
- IV 主査（私学助成）

III 教育環境計画室

- IV 計画係

III 主幹（学校規模適正化）

- IV 主査（学校規模適正化）
- IV 主査（学校規模特命事項処理）

III 主幹（7セットの特命事項処理）〈併〉

- IV 主査（7セットの特命事項処理）〈併〉

III 学校整備課

- IV 管理係
- IV 整備係
- IV 主査（アセット）
- IV 営繕係

事務局内組織

公所組織

廃止・減員組織

II 子ども応援委員会制度担当部

III 子ども応援室

- IV 子ども応援係
- IV 主査（企画調整）

II 学校教育部

III 指導室

- IV 事務係

III 主幹（高校幼稚園教育）

- IV 主査（高・幼特命事項処理）

III 主幹（特別支援教育）

III 主幹（企画調整）

- IV 主査（企画調整）

III 教職員課

- IV 管理係
- IV 安全衛生係

III 主幹（運営システム）

- IV 主査（運営システム）

III 主幹（教職員定数・給与等）

- IV 主査（教職員定数・給与等）

III 学校保健課

- IV 保健体育係
- IV 小学校給食係
- IV 中学校給食係

III 主幹（給食業務の効率化）

- IV 主査（給食業務の効率化）

III 野外教育センター×2

III 子ども適応相談センター

III 学校事務センター

- IV 事務支援係
- IV 主査（学校事務改善）×11〈兼〉
- IV 給与係

II 生涯学習部

III 生涯学習課

- IV 管理係
- IV 社会教育係
- IV 生涯学習係
- IV 主査（運営等合理化）
- IV 主査（女性教育）

II 参事（図書館改革の推進）〈兼〉

III 主幹（図書館改革の推進）〈兼〉

- IV 主査（図書館改革の推進）〈兼〉

III スポーツ振興課

- IV 市民スポーツ係
- IV 主査（アジア大会）
- IV 少年スポーツ係
- IV 主査（高校総体）
- IV 施設係

III 主幹（スポーツ施設）

- IV 主査（管理等合理化）
- IV 主査（瑞穂公園整備推進）

III 文化財保護室

- IV 文化財保存活用係
- IV 主査（埋蔵文化財）
- IV 主査（歴史の里・文化財活用推進）
- IV 主査（歴史の里）

III 上汐田教育集会所〈充〉

- IV 主査（上汐田教育集会所）

III 見晴台考古資料館〈充〉

II 教育センター

III 総務課

- IV 庶務係
- IV 主査（施設）

III 研修部

III 研究調査部

III 情報教育部

III 主幹（ネットワーク整備）〈兼〉

- IV 主査（ネットワーク整備）〈兼〉

III 教育相談部

新体制

31年度機構図

II 総務部

III 総務課

- IV 庶務係
- IV 主査（総合教育会議等）
- IV 人事係
- IV 調査係

III 主幹（調査）

III 企画経理課

- IV 企画統計係
- IV 経理係

III 人権教育室

- IV 主査（人権教育）
- IV 主査（同和教育）

III 教育環境計画室

- IV 計画係

III 主幹（いきいき学校づくり）×3

- IV 主査（いきいき学校づくり）×3

III 主幹（7セットの特命事項処理）〈併〉

- IV 主査（7セットの特命事項処理）〈併〉

III 学校整備課

- IV 管理係
- IV 整備係
- IV 主査（アセット）
- IV 営繕係
- IV 主査（環境整備推進）

II 教務部

III 教職員課

- IV 管理係
- IV 主査（運営システム）
- IV 主査（高・幼連絡調整）〈兼〉
- IV 主査（特支連絡調整）〈兼〉
- IV 安全衛生係

事務局内組織

公所組織

新設・増員等組織

III 主幹（教職員定数・給与等）

IV 主査（教職員定数・給与等）

III 主幹（働き方改革）〈兼〉

IV 主査（働き方改革）〈兼〉

III 学事課

IV 学校財務係

IV 就学援助係

IV 主査（就学奨励等）

IV 主査（私学助成）

III 学校事務センター

IV 事務支援係

IV 主査（学校事務改善）×11 〈兼〉

IV 給与係

II 子ども応援委員会制度担当部

III 子ども応援室

IV 子ども応援係

IV 主査（企画調整）

II 指導部

III 指導室

IV 事務係

III 主幹（高校幼稚園教育）

IV 主査（高・幼特命事項処理）

III 主幹（特別支援教育）

IV 主査（特支教育推進）

III 主幹（企画調整）

IV 主査（企画調整）

IV 主査（個別最適化された学び）

III 学校保健課

IV 保健体育係

IV 小学校給食係

IV 中学校給食係

III 主幹（給食業務の効率化）

IV 主査（給食業務の効率化）

III 野外教育センター×2

III 子ども適応相談センター

II 生涯学習部

III 生涯学習課

IV 管理係

IV 社会教育係

IV 生涯学習係

IV 主査（女性教育）

II 参事（図書館改革の推進）〈兼〉

III 主幹（図書館改革の推進）

IV 主査（図書館改革の推進）

III スポーツ振興課

IV 市民スポーツ係

IV 主査（アジア大会）

IV 少年スポーツ係

IV 施設係

III 主幹（部活動振興）

IV 主査（部活動振興）

III 主幹（スポーツ施設）

IV 主査（管理等合理化）

III 主幹（瑞穂公園整備推進）

IV 主査（瑞穂公園整備推進）

III 文化財保護室

IV 文化財保存活用係

IV 主査（埋蔵文化財）

IV 主査（文化財活用推進）

III 上汐田教育集会所 〈充〉

IV 主査（上汐田教育集会所）

III 見晴台考古資料館 〈充〉

II 教育センター

III 総務課

IV 庶務係

IV 主査（施設）

III 研修部

III 研究調査部

III 学校情報化支援部

III 教育相談部